

しほ

結婚

挙式は経済的な区立結婚式場
振興会館のご利用を



他区の方もご利用になれます。
詳細は ☎ 981-1009へ。

放射9号線・補助26号線

都市計画道路の前期事業路線決まる

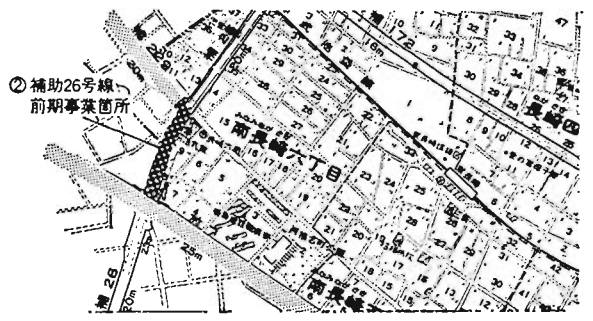
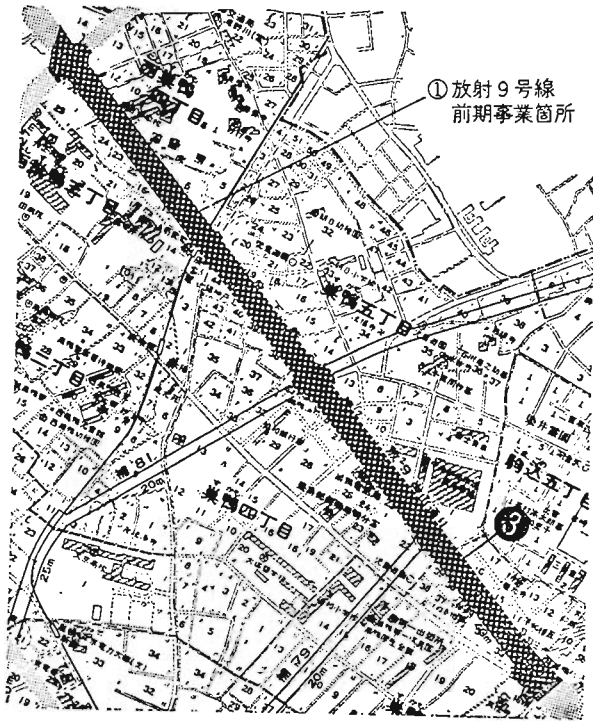
これに伴い後期路線の建築制限を緩和

4月7日、東京都は、かねてから検討を進めていた都市計画道路の前期事業化予定路線を発表しました。

これは、昭和54年12月に、東京都から示された都市計画道路再検討の案に対し、各区から出された要望、意見をふまえて、最終的に決定されたものです。

この前期事業化予定路線とは、おおむね昭和65年までに完成もしくは着手すべき路線で、豊島区内の対象路線は次の2路線です。

① 放射9号線(巣鴨駅付近)板橋区境) 延長約1千400m
② 補助26号線(補助29号線)放射9号線



在事業中の区間以外の都市計画道路にかかる敷地については、一定条件のもとに、建築制限の緩和が図られることになりました。

即ち、従来都市計画道路にかかる敷地については、木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造り等

で、かつ2階建て以下(地階は不可)のものに限って建築が認められていたものが、今後は次のすべての条件に該当する敷地について

は、鉄骨造り又はコンクリートブロック造り等で、かつ高さが10m以下のものに限り、3階建て(地階は不可)まで建築が認められることとなります。

【条件】
① 建築物の敷地が商業地域又は近隣商業地域にあること。

② 建築物の敷地が防火地域で、かつ容積率が300%以上の地域内にあること。

③ 建築物の敷地が、都市計画道路の区域の内外にわたる場合において、区域外の面積が100㎡以内であること。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

△詳細：前期事業化予定路線は都市計画課②121、建築制限の緩和は建築課③155へ。

近くの人は歩きましょう



公害輸銀

なっています。1台1台では、かわいらしく、省エネルギーにも役立つ自転車も、特定の場所に集中すれば、銀輪公害といわれるほど多くの人に迷惑をかける怪物になってしまいます。

自転車新法が

今月施行予定

昨年11月に国会で成立した「自転車安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が、今月下旬から施行を予定されています。

自転車保有台数は

全国で約5千万台
全国の自転車保有台数は、年々増加し、現在では約5千万台にも

大半が駅から

1キロ圏内に居住

通勤・通学のためが8割以上
「ほとんど毎日」8割以上
利用理由第1位 時間短縮

これは、昨年に区が実施した調査の結果です。

区内には鉄道の駅だけでも17駅もあり、交通網は非常に発達しています。たしかに、駅まで自転車で乗れば時間の短縮はできます。

しかし、歩いてわずか10分のと

ころを5分に短縮しても、放置することが義務づけられています。

道路は通行のためのものです。自分の自転車だからといって、どこに置こうと勝手では困ります。

自転車置場の確保には、区としても努力していますが、駅のすぐそばは地価が非常に高く、また高度に利用されていたり、あるいは利用計画があるため、思うようには確保できません。

どうか近距離の方は、自転車の利用をできるだけ自粛されて、この銀輪公害の解消にご協力ください。特に通勤・通学は、健康のためにも徒歩にしましょう。

豊島区基本構想(3)

2章 3

3 豊島区の将来動向

21世紀にむけての豊島区の将来は、今後の日本経済や東京圏の動向によって大きな影響を受けるが、現状において豊島区の将来動向を展望すれば、次のとおりである。

まず、区の人口は、当分のあいだ減少傾向が続くと予想される。

23区の人口は、昭和30年代後半、都心の地域から減少に転じ、その範囲は次第に広がっていった。豊島区でも、昭和40年代の初期には減少を始め、昭和45年から50年の5年間に、総人口の約10%に相当する3万人もの人口が減少した。

その他の事情に大きな変化がなければ、豊島区の人口は、10年後には25万人程度になるものと推定される。

しかし、東京圏における人口の増加傾向は、依然続いており、今後も変りなく推移するものと予想される。それは、ターミナル機能に代表される池袋副都心の基盤を、ますます拡大するという側面をもっている。

こうした動向を前提として、豊島区の地域社会の将来を展望するとき、次のような問題点に留意する必要がある。

第一は、地域社会の構成変化にかかわる問題である。

豊島区では、幼児・児童・青年等の若年人口が著しく減少しているのに対し、高齢人口は増加の傾向にあり、高齢化社会への急速な移行が予想される。また、人口減少にもかかわらず世帯数は横ばいであり、核家族化、小家族化の傾向もしばらく続くと思込まれる。

さらに、流動的な居住層が多く、人口移動率はきわめて高いが、最近転出入人口が徐々に減少しており、流動性の面にも変化のきざしが見られる。

昼間就業人口は次第に増加しており、とくに池袋副都心地域における商業・業務就業者の伸びが著しい反面、一部都市型工業を除く工業就業者はやや減少傾向にある。このようなすう勢から、区内の産業における大都市立地型業種の比重は、ますます高まっていくことが予想される。

第二は、池袋副都心の機能と地域の拡大にかかわる問題である。

昭和53年のサンシャインシティの建設にもなつて、その周辺地域の商業・業務立地化の動きが少しずつ顕在化している。また、地下鉄線や通勤新線等の交通機関の増強の動きがあり、鉄道沿線の後背地人口の増加と関連して、池袋駅のターミナル機能の一層の拡大が見込まれるが、通過ターミナル化する可能性も考えられる。さらに、池袋駅西口に大規模な総合芸術文化施設の建設が予定されており、この計画の実現は、池袋副都心における新たな文化機能の拠点として、区の文化機能の拡大と結びつくことが期待されている。

これらの副都心の機能と地域の拡大とともに、地域内の建物の不燃化、高層化、非住宅化が急速に進行しており、このため、副都心地域と周辺住宅地域との性格の違いは、一層際立ってくるということが予想される。

第三は、木造アパートをはじめとした市街地の更新にかかわる問題である。

豊島区には、小規模な木造アパートが密集しており、環境上、多くの問題点をかかえている。これら木造アパートは、更新期に入っているが、次第にその存立条件を喪失し、老朽化しつつある。一方、区内各所でマンションの建設やミニ開発が無秩序に進行している。こうしたことは、将来、住宅地の環境悪化につながるということが予想される。

お年寄りのしあわせのために

お年寄りの方への施策として、本年は家庭でねたきり老人の介護にあたる家族の方の負担を軽減するため、一日休養の場を提供する介護者休業事業を新規事業として行います。

また、ねたきり老人入浴サービス、ひとりぐらし老人用居室提供、車椅子貸与事業等の在宅介護サービスの拡充を図るとともに、4月から、老人福祉手当も増額されました。

寝たきりのお年寄りの方へ

老人福祉手当

区内に住む65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態にあってその状態が継続すると認められる方に支給しています。

- ◇月額：1万3千500円
- ◇支払い：4月、8月、12月
- ◇手続き：印章、生年月日の証明できるもの(健康保険証、老人医療証等)をご持参ください。

自宅の寝室で入浴を

老人福祉手当を受けている方が対象です。入浴が困難な方のため、自宅で入浴ができるよう巡回入浴車を派遣します。費用は全額区が負担します。なお、申請時には主治医の許可、入浴時に家族の

立会いと協力が重要です。

◇回数：月2回

◇出張料金
老人福祉手当を受けている方が対象です。お近くの理容師がお宅まで出張します。費用は全額区が負担します。

◇回数：年間4回

◇日常生活用具をお貸しします
65歳以上で、3ヶ月以上自宅で寝たきりの状態にある方に生活用具をお貸ししたり、お贈りしていただきます。生計中心者の前年分の所得税額が4万2千円未満の方です。

◇お貸しする用具
☆特殊寝台：ベッドをまわすと上半身または脚部が、傾斜調整で

◇対象者：①老人福祉手当を受給している方 ②75歳以上でひとり暮らしの方

◇寝具の範囲：敷ふとん、掛ふとん、毛布、枕各1(いずれもシングル幅のもの)

◇実施回数：年間洗濯4回、乾燥8回

◇一週間に一日家政婦さんがお世話します。

◇対象者：①60歳以上で、寝たきり状態等で日常生活を営むのに支障がある方で、家族の方が病弱その他で十分な介助が得られない場合 ②ひとり暮らしの老人、または老人世帯で身のまわりの事が思うようにできない場合 ③一時的に前記のような状態になられた場合

※費用は全額区が負担します
※生計中心者の所得制限額が50万円

あなたの手をお貸しください

豊島区では、3月末現在、47名の友愛訪問員が、近くの身寄りのないお年寄りなどを訪問し、孤独感を慰め安否を確認するなどの活動を行っています。この友愛訪問員は、区民の方のご協力によって成り立っています。より多くの方のご協力をお願いいたします。

◇訪問をうける老人世帯
区内居住で、近くに親類のいないお年寄り、①65歳以上のひとり暮らしの方 ②世帯全員が65歳

お年寄りに部屋の提供を

ひとり暮らしの老人が、部屋をさがすに困っています。区ではその対策として、アパートなどの部屋を区が借上げて緊急に困っている方に貸す制度を行っています。

◇部屋を提供して下さる方へ
豊島区内にアパートや部屋のあり方

◇部屋：自炊設備のある6畳もしくは4畳半で日当りのよい部屋

◇借上げ賃借料：相場に準じます

◇部屋をさがしている方へ

▽申込み資格：65歳以上のひとり

友愛給食サービス

区民の方のご協力によって、近くに親類のいない65歳以上のひとり暮らしのお年寄りに、手料理の味を楽しんでいただきます。

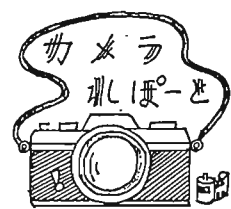
給食を提供して下さる区民の方のご協力をお待ちしています。

給食サービスは一週間に一回、お年寄りの方と相談の上、お決めください。なお、材料費の一部を区が補助します。

◇詳細：老人福祉課(内)2631

初の名誉区民誕生

豊島区で初の名誉区民が誕生し日比区長より『称号記』と『記章』が贈られました。この称号を受けたのは人間国宝の三氏。能シテ方の近藤乾三さん(90)、狂言の三宅藤九郎さん(80)、漆芸の増村成雄さん(70)。



楽しいいぬすらしい街の話題をお知らせ下さい。また、このコーナーに掲載された方に写真を送ります。連絡は広報課(内)2133



鬼子母神の花まつり

子育で知られる雑司が谷鬼子母神では、花まつりの日、朝から親子連れのお参拝客で大にぎわい。お釈迦さまに甘茶をかけて一良い子に育ててと願いをこめる母子がめだちました。



お年寄りを温泉の旅へ

ひとり暮らしのお年寄りに楽しい一日をすごしていただくとうと泊バス旅行を行います。該当する方はお申込みください。

◇実施日：①5月20日～21日 ②6月2日～3日

◇定員：1回につき32名

◇申込み：申込み用紙に記入のうえ、ご本人が直接5月7日午前9時～12時に老人福祉課の窓口にお申込みください。(代理人、郵送、電話による申込みは受付けません)参加決定は、抽選、調査のうえ、後日通知します。

◇詳細：老人福祉課(内)2632

◇対象者：区内在住で65歳以上の健康なひとり暮らしの老人

◇旅行先：熱海市「豊島荘」

◇対象者：区内在住で65歳以上の健康なひとり暮らしの老人

◇緊急一時保護
ご家族で寝たきりのお年寄りの介護をしている方が、病気や冠婚葬祭などで、一時的に介護ができないときに、一週間の限度としてお年寄りを収容保護します。

◇詳細：老人福祉課(内)2631



60歳以上の方へ

老人福祉センター

◇教養講座
984-5896

◇テーマ：昭和という時代
講師：和光大学講師 原田 勝正氏

◇日時：5月の毎週木曜日
午前10時30分～11時45分

◇花と語る・華道教室
◇とき：5月～9月(8月は除く)の第4火曜日計4回
午前10時30分～12時
講師：草月流 打矢蓉貴氏 新妻円彩氏

◇費用：花材代1回600円

◇定員：先着25名

◇申込み：5月8日から費用をそえて直接窓口へどうぞ。

池袋本町ことぶきの家

986-0041

◇華道教室
◇とき：5月12・26日、6月2・16日、火曜日計4回
午前10時15分～11時45分

◇講師：古流 橋本 理妙氏

◇費用：花代4回分2千円

◇定員：先着20名

◇申込み：5月6日から費用を添えて窓口へ

◇レクリエーション体操
◇とき：毎週月曜日 午前10時30分～11時50分

◇内容：気軽に楽しみなながらできる体操とフォークダンス

◇講師：加瀬みのり氏

◇申込み：当日直接当館へ

ドライバーのみなさん 騒音軽減にご協力を



自動車騒音を減らす方法には、
①自動車の構造の改善、②交通規制、
③沿道整備などがあります。

しかし、現実には「こうすれば自動車騒音公害がなくなる」という抜本策は確立されていません。で

も、地道な改善策がないわけでは
ありません。例えば、交通規制に
ついてみれば、現行の交通規制を
守るだけでも、かなりの効果が
見込まれます。この点について、
公害課が昨年行った調査結果をも
とに説明します。

沿道近くに住む人々にとって、
自動車騒音が問題となるのは、
昼間よりも夜間早朝である場合が
多いことは、過去の苦情実態から
明らかです。ところが、その時間
帯の交通量、車速などの実態は
あまり分かっていません。これ
は、実態に即した改善策を検討
することはできません。

このような時に目白通り（都道
放射7号線）沿いの南長崎4丁目
にお住まいの方から、自動車騒音
に関する苦情が寄せられました。

この調査結果をもとに、区では
東京都公安委員会に対して交通規
制を要請し、次のような趣旨の回
答を得ました。

「貴職から要請のあった該道路
は、従来から最高速度（時速40キ
ロ）走行車線指定（トラック中央
車線）大型貨物自動車等通行止

（土曜日午後10時～日曜日の午前
7時）などの交通規制を実施して
います。
よって、今回は新たな交通規制
は実施せず、現行規制の遵守を
図るため、特に騒音の高い時間帯に
指導取締の重点を指向し、付近の
生活環境保持につとめることとし
たします。
なお、これら交通規制を明確に
し、遵守を求めため、昭和55年
10月15日関係道路標示の補修を
実施しております。」

講演「人権保障の条件」中央大
学教授 川添利幸氏
◇入場料：無料（定員900名）
◇連絡先：東京法務局人権擁護部
214-6231内線2411または
東京都総務局同和对策部212-51
11内線21-882へどうぞ。

●放射7号線沿い南長崎4丁目 55年5月13～14日測定結果

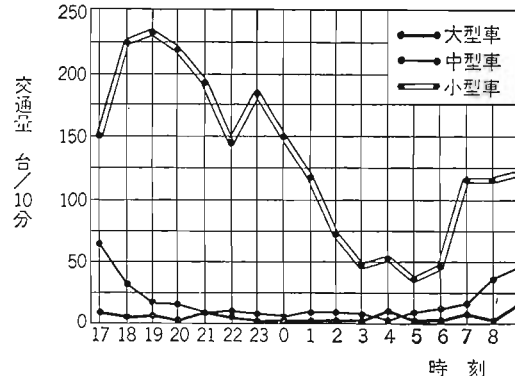


図1 練馬方面車種別交通量

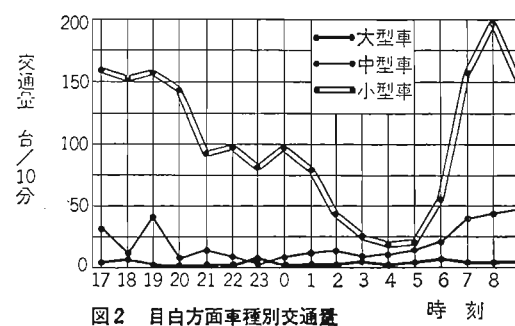


図2 目白方面車種別交通量

時間帯	朝(6-8時)	夕(17-19時)	夜(23-6時)
環境基準	55台	60台	50台
要請基準	70	75	60
測定値(注)	85・67	67	61

車種	走行速度			
	40km/時超	50km/時超	60km/時超	70km/時超
大型車	82%	38%	6%	0.3%
中型車	90%	57%	18%	2%
小型車	98%	80%	39%	8%

(注)現在は近隣商業地域で、環境基準、要請基準とは異なります。

区政モニターが決まりました

区政について、いろいろなご
意見、ご要望を述べていただく
昭和56年度の区政モニターの委
嘱式が、4月14日に行われ、新
たに40名の方が区長から委嘱さ
れました。

委嘱されたモニターは、男性
19人、女性21人、年齢層別では
20代2人、30代14人、40代8人、

50代8人、60代6人、70代2人で
平均年齢は、49・1歳です。また
職業別では、主婦の方が一番多く
19人、次いで勤め人9人、無職7
人、自営業4人、学生1人となっ
ています。

委嘱式に引続いて行われた第1
回連絡会議では、各部の事務内容
について、それぞれ担当の部長が

説明したあと、懇談の席上で、
自転車、公園、社会教育、モニ
ター制度などの問題について活
発な意見が出されました。

モニターの方には、今後1年
間、モニター連絡会議、施設の
見学会、モニターアンケート、
随時通信などの活動をしてい
たきます。区では、これらのモ
ニター活動を通じて寄せられた
ご意見、要望などを区政に反映
していきたいと考えています。

福祉事務所からのお知らせ

家庭奉仕員がうかがいます

お年寄りや重度心身障害者(児)
がいる家庭で、掃除、買い物など
身の回りの事に困っているご家庭
に、家庭奉仕員を派遣します。

◇老人家庭：おおむね65歳以上の
お年寄りのいる家庭で、日常生活
に支障をきたし、お世話をする人
のいない家庭。所得税が課税され
ない家庭に限られます。

◇心身障害者(児)家庭：常に介
護を必要とする心身障害者(児)
のいる家庭。

出産の費用を援助します

出産の費用にお困りの方に、費
用の一部または全部を援助いたし

新就職者の方に 記念品をさしあげます

◇対象：区内の中小企業、商店、
工場などに今春採用された従業員
の方(学歴、年齢を問いません)
◇申込み：5月20日までに、各事

身体障害者の方は有料道路の 通行料金が割引になります

◇割引の対象：下肢又は体幹の
機能に障害があり、身体障害者手
帳をお持ちで、自ら運転なさる方

◇対象となる自動車：本人又は生
計を同一にする者が所有する乗用
自動車(ライトバン等荷物積載設
備を兼ねているものも含む)
※ただし、営業用は除きます。

◇利用手続き：身体障害者手帳、
運転免許証、自動車登録証を持っ
て、管轄の福祉事務所へ、割引証
の交付を受けてください。

◇割引率：一般料金の5割引
割引率は、すべての有料道路で
利用できます。

◇以上について、くわしいことは
東福祉事務所 946-2511
西福祉事務所 974-5531

愛育手当の申請は おすみでしょうか

幼稚園・保育園等に通園してい
ないで、家庭で養育されている4
・5歳児(昭和50年4月2日～52
年4月1日生まれの幼児)を扶養
している方に、愛育手当が支給さ
れます。
まだ申請されていない方は、至
急児童給付係へ申請してください。
この手当は、所得制限はあり
ません。

応急小口資金のご利用を

災害、疾病、葬儀などで緊急に
資金を必要とし、他からの調達が
困難な世帯に貸付けをします。
◇対象：①区内に引続き3か月以
上居住し、②収入が定められた基
準以下で、③生活保護を受けてい
ない世帯の世帯主

◇貸付額：一般10万円以内、特別
20万円以内、療養費40万円以内
◇返済：3か月据置後、一般10か
月、特別20か月、療養費40か月の
均等月賦返済。無利子

◇詳細：福祉課管理係 26221

健康体操教室を開きます

「食べること」「身体と心を休
めること」となるので「身体を動
かすこと」は健康づくりの一つの
柱です。
保健所では、毎月第2月曜日に
健康体操教室を開いています。お
誘いあわせてご参加ください。

◇日時：5月11日午前10時～12時
◇会場：池袋保健所講堂(2階)
◇定員：先着25名
◇申し込み：池袋保健所栄養指導
室へ 987-4171

※当日は、運動ができる服装でお
いでください。



大学公開講座開く

豊島区教育委員会では、このたび区内の3大学(立教・大正・学習院)と協力して、大学公開講座を開講することになりました。

大学公開講座は、生涯学習活動の一環として、一般的教養及び時事的問題並びに区民の皆さんが関心をお持ちのことがらを、各大学が選任した講師に解説してもらい、区民の皆さんの判断の参考にするために、各大学が主催して開講するものです。

この講座の特徴は、各大学が、「開かれた大学」として、大学の教室で授業と同様に開講することです。各大学の在校生だけでなく区民の皆さんも気軽に参加していただけます。

講座は年6回、各大学2回ずつ開催することになっており、前期分の3回が決定しています。

回	月日	内容
1	5月19日	国際障害者年について
2	6月16日	年金について
3	7月14日	不動産契約について
4	9月8日	防災について
5	10月6日	エチケット(敬語の使い方)
6	11月17日	応急処置について
7	12月16日	私たちの税金
8	3月9日	一年をふりかえり

聴覚障害者教養講座

◆時間：午後6時30分～8時30分
◆会場：区民センター
◆対象・定員：区内在住又は在勤の聴覚障害者の方 45名
◆申込み：5月12日までに必着するよう官製ハガキに「聴覚障害者教養講座参加希望」、住所、氏名、年齢を記入のうえ、「〒170豊島区東池袋1-19-1 豊島区教育委員会社会教育課事業係」へお申込みください。(多数の場合抽選)
◆実習費は自己負担となります。

春の自然のついで

◆時間：午前10時～正午
◆会場：千早社会教育会館
◆定員：50名
◆小学生高学年コース
◆期日と内容等：下表のとおり
◆場所：南大塚社会教育会館
◆定員：50名
◆申込みは、いずれも社会教育係内3456へどうぞ。

家庭教育学級

好ましい親子関係を
つくるために

世代による価値観の相違、多様化が進む今日、親の役割とは何か、家庭教育に望まれるものは何かを考えてみましょう。

◆期日と内容等：下表のとおり

文学部教授 久保田正文氏
◆第3回 学習院大学(7月18日)
「愛と魅惑」
文学部教授 篠沢 秀夫氏
成人大学講座
シルクロードと東西交流
講師 筑波大学助教授 相馬 隆氏

夜はこけし手作りなど、楽しいスケジュールを組んでいます。
◆期日：5月29日午後3時～6月1日午前10時(3泊4日)
現地集合、現地解散
◆場所：猪苗代青少年センター
◆対象：区内在住又は在勤の方(3歳児未満を除く、中学生以下の参加は引率者が必要)
◆定員：57名(先着順)
◆費用：大人6千円、小学生以下5千円(食費代、見学料等)
◆申込み：費用を添えて社会教育課事業係内3456へ。

豊島区管政楽団定期演奏会

今回は独奏者に新進気鋭の新日フィル首席チェリスト 松波恵子氏を迎えて行います。
◆日時：5月17日(日) 午後1時30分開場 午後2時開演
◆会場：学習院記念会館
◆曲目：ベートーベン「フィデルリオ序曲」、サンサーンス「チェロ協奏曲」、チャイコフスキー「交響曲第4番」
◆指揮：初山和明氏(新日フィル)

豊島区民歩こう大会

◆期日：5月10日(日)
◆集合：午前9時30分に明治神宮第1鳥居前(山手線原宿駅下車)
◆コース：原宿→品川(約8km)
◆参加費：20円(傷害保険料)
◆申込み：参加費を添えて体育課窓口内3485へ。



豊島区民白ギス釣大会

◆期日：5月17日(日) 小雨決行
◆場所：神奈川県金田湾
◆定員：30名(先着順)
◆指導：豊島区バレーボール連盟
◆費用：400円(会場使用料)
◆申込み：5月12日から当館へ。
◆詳細：東鴨体育館910-7101

初心者硬式テニス教室

◆日時：5月14日～6月16日の毎週火・木曜 午前11時～午後1時
◆場所：千登世橋体育場
◆対象：区内在住の方
◆定員：30名(多数の場合抽選)
◆費用：7千円(施設使用料等)
◆服装：白色系の運動着を着用。硬式テニス用ラケット、シューズは各自持参してください。
◆申込み：5月7・8日の午前10時～午後5時に、本人が直接会場へ申し込んでください。
◆詳細：983-7503へ。

区民のひろば

◆とき：5月10日(日) 雨天中止
◆ところ：高麗周辺
◆集合：午前7時45分に池袋東口西武観光案内所前
◆定員：150名(先着順)
◆持ち物：弁当、水筒、食器、雨具
◆参加費：大人500円、小学生300円、幼児100円(傷害保険料含む)
◆申込み：千葉57-0732へ。

法律相談の受付時間が変わります

法律相談は、毎週火・木曜日の午後1時～4時に区民センター2階相談室で行っています。相談を受ける順番を決める抽選を今まで当日12時30分に行っていましたが、少しでも待ち時間を短かくするため、5月7日からは12時45分に抽選を行います。
◆詳細：984-7601へ。

初級キャンプリダー講習会

◆日時と場所：5月25・26・27日、6月2日午後6時30分～8時30分
◆期日：5月29日～31日 名栗溪センター、5月29日～31日 名栗溪谷名郷キャンプ場
◆内容：キャンピングの意義と活動についての実技と講義
◆対象：区内在住又は在勤の方
◆定員：50名(先着順)
◆参加費：1千500円(実習費は別)
◆申込み：5月23日までに参加費を添えて体育係内3485へ。

初心者なぎなた教室

◆日時：5月13日～6月24日の毎週水曜 午前10時～11時30分
◆場所：千登世橋体育場
◆対象：区内在住又は在勤の方
◆定員：20名(先着順)
◆費用：2千円(施設使用料等)
◆申込み：5月7日午前10時から会場へ申し込んでください。
◆詳細：983-7503へ。

話し方教室

◆日時：5月～7月の第2・4月曜 午後6時30分～8時30分
◆会場：区立勤労青少年センター
◆会費：1回500円
◆申込み：石田91-6025へ。

勤労青少年センターからのお知らせ

◆写真講習会Ⅱ初心者Ⅱ
◆日時：5月22日、6月5・12・19・26日 午後6時30分～8時30分
◆講師：鈴木 慶市氏
◆定員：20名(先着順)
◆申込み：5月20日までに当センター窓口へ。

期日	内容	講師・その他
5月21日	親が子にやれること	白井 慎氏
5月28日	親が見える親・見えない親	辰見 敏夫氏
6月4日	何故今の教育に欠けているのか	新井 賢一氏
6月11日	かわる中学校の教育	久保田光彦氏
6月18日	非行の実態と背景	久保田光彦氏
6月25日	進路指導の実態	久保田光彦氏
7月2日	母親が主役か	大石 勝男氏
7月9日	親の生き方・考え方	山本 和代氏
7月16日	親の生き方・考え方	宮脇 源次氏
7月23日	家庭に帰る生活	寺師 信之氏

期日	内容	講師・その他
5月22日	心に残る親の教育	高松小学校長
5月29日	母親は主役か	早稲田大学教授
6月5日	理想的家庭とは	日本女子大学教授
6月12日	教育の適期	文政大学教授
6月19日	非行の実態と背景	警視庁青少年相談室
6月26日	親が子にやれること	群馬大学名誉教授
7月3日	親の生き方・考え方	法政大学教授
7月10日	親の生き方・考え方	VTR-僕生きている力が欲しい
7月17日	親の生き方・考え方	立教大学講師・家庭科教育編集長
7月24日	家庭に帰る生活	指導主事